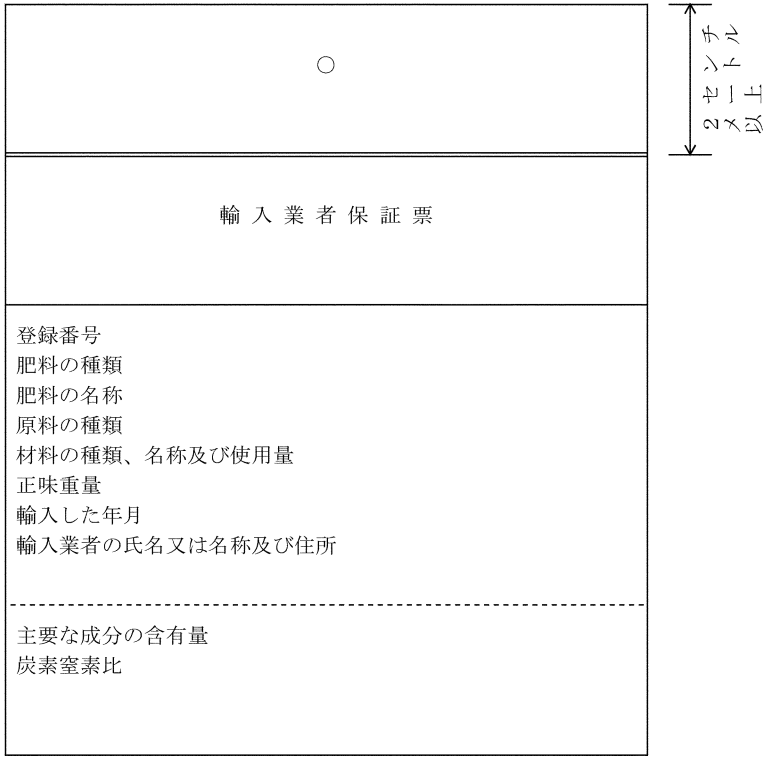
（ロ）法第４条第１項第３号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合

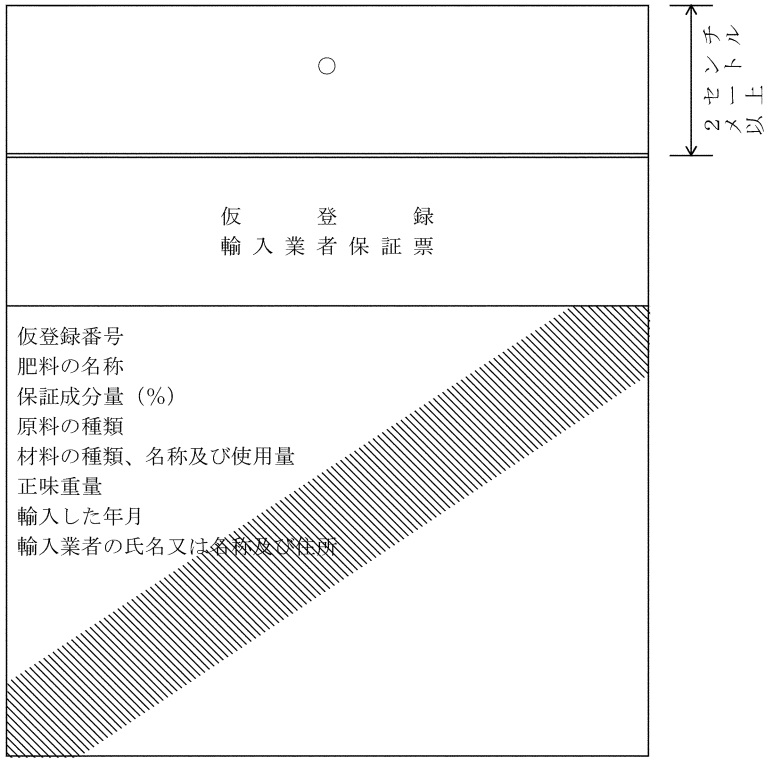



備考

１　様式第９号(イ)の備考第１号から第６号まで、第８号及び第10号の規定は、法第４条第１項第３号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合における輸入業者保証票について準用する。この場合において、様式第９号(イ)の備考第８号中「「生産した年月」」とあるのは「「輸入した年月」」と読み替えるものとする。

２　主要な成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

（ハ）仮登録肥料（法第33条の２第１項の規定による仮登録を受けたものを除く。）の場合




備考　様式第９号（イ）の備考第１号から第６号まで、第８号及び第10号並びに様式第９号（ハ）の備考第１号の規定は、仮登録輸入業者保証票について準用する。この場合において、様式第９号(イ)の備考第８号中「「生産した年月」」とあるのは「「輸入した年月」」と、「「登録番号」」とあるのは「「仮登録番号」」と読み替えるものとする。